㊫老人医療費助成制度

㊫制度は、昭和12年6月30日までに生まれた70歳未満の都民を対象に、病院などの窓口で支払う保険対象医療費の一部を助成する東京都の制度です。

㊫医療証を、健康保険証といっしょに病院などの窓口に提示すると、一部負担金の割合が3割から1割に軽減されます。

次のすべての要件に該当する方で、㊫医療証の交付を受けていない方は申請してください。

▽昭和12年6月30日までに生まれた満70歳未満の方

▽国民健康保険（国民健康保険組合を含む）の加入者および各種社会保険の被扶養者

▽本人の所得が所得制限基準額（表1）以下の方

※㊥老人保健制度、㊥心身障害者医療費助成制度、生活保護の受給者を除きます。

申請に必要なもの　健康保険証、印鑑

◆㊫限度額適用認定

㊫医療証をお持ちの方で、住民税非課税世帯の方は、㊫限度額適用認定を申請すると1か月の一部負担金の上限額（表2）が軽減されます。

申請に必要なもの　健康保険証、㊫医療証、印鑑

※世帯員のなかに住民税の申告をしていない方がいると、非課税世帯の確認ができないため、平成16年中の所得がわかるものを持参のうえ、税務課（市役所2階）または、東部・西部出張所で住民税の申告をしてください。

※入院時の食事代の軽減については、加入の健康保険に申請してください。

◆㊫助成分を立て替えたとき

㊫医療証を扱っていない都外の病院などで診療を受けた場合や、㊫医療証を窓口で提示できなかった場合、立て替えた㊫助成分の払い戻しが受けられます。

申請に必要なもの　保険点数記載の領収書、健康保険証、㊫医療証、印鑑、金融機関口座（郵便局を除く）のわかるもの

◆㊫医療証の返却

▽㊫医療証の有効期限がきれたとき

※70歳になると高齢受給者証が交付されます。詳しくは、加入している健康保険に問い合わせてください。

▽市外へ転出したとき

―共　通―

申請先　高齢者福祉課医療係（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所

問合せ　高齢者福祉課医療係☎042（346）9538

表1　㊫本人所得制限基準額

扶養親族の数	基　準　額
0　人	2,572,000円
1　人	3,052,000円
2　人	3,432,000円
3人以上	1人につき38万円加算

※基準額は、収入金額から所得控除額（一部を除く）を差し引いた額です。

表2　㊫病院などの窓口で支払う1か月の一部負担金の上限額（自己負担限度額）

区　分	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来	外来＋入院
一　般	1割	12,000円	40,200円
限度額適用認定者		8,000円	24,600円

※限度額適用認定者とは、住民税非課税世帯で、限度額適用認定証を交付された方。

㊥老人保健制度

老人保健制度（老人医療）は、高齢者が医療機関などにかかるときの負担を軽くし、安心して医療を受けられるようにする制度です。

対象は、75歳以上の方（昭和7年9月30日以前に生まれた方を含む）と、65歳以上で一定の障がいのある方です。

◆入院前に㊥限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

㊥医療受給者で、平成17年度住民税非課税世帯の方は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。入院時に病院などの窓口にこの証を提示すると、食事代が減額されます（表1）。また、医療費の1か月の自己負担限度額についても減額されます（表2）。

表1　㊥入院時の食事代（1食につき）

（4月1日以降適用）

区　分		金　額
一定以上所得者（※1）		260円
一　般		260円
低所得者Ⅱ（※2）	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（※4）	160円
低所得者Ⅰ（※3）		100円

※1　現役世代の平均的収入以上の所得がある方（住民税の課税所得が145万円以上）とその世帯に属する方。
ただし、年収が2人世帯などで621万円未満、単身世帯で484万円未満の方は、申請すると「一般」の区分になります。

※2　世帯全員が住民税非課税の方。

※3　世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる方（単身世帯で年金収入のみの場合…約65万円以下）。

※4　入院は過去12か月の間です。申請が必要です。

なお、本人および世帯員のなかに住民税の申告をしていない方がいると、非課税世帯の確認ができないため、認定が受けられません。住民税の申告をしていない方は、平成16年中の所得がわかるもの（年金の源泉徴収票など）を持参のうえ、税務課（市役所2階）または、東部・西部出張所で住民税の申告をしてください。

問合せ　高齢者福祉課医療係（市役所1階）☎042（346）9538

表2　㊥1か月の自己負担限度額

区　分	負担割合	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円＋1％（※1）
			40,200円（※2）
一　般	1割	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1　「1％」は一定の限度額（361,500円）を超えた医療費の1％。

※2　過去12か月の間に4回以上、高額医療費の支給があった場合。

市長のひとこと

卒業

木々の芽吹きとともに、卒業のシーズンがやってきた。巣立っていく皆さんは、夢や希望に満ちあふれていることだろう。

期待を一心に背負って生まれてきた子が、自分で責任を持ち、自立できる年になるまでは手を差し伸べ、スタートラインに並べてあげたいと、親は皆同じ思いであろう。

しかし、それがどれだけたいへんか骨身にしみるこのごろ、子どもの安全など心配事は増える一方である。

「親」を卒業する日は来そうもない。

小平市長　小林正則

固定資産税

縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

縦覧

平成18年1月1日現在、市内に固定資産税の課税対象となる土地・家屋をお持ちの本人またはその関係者（所有者と同一世帯の親族、納税管理人など）は、所在地番ごとに評価額などが記載されている縦覧帳簿を見ることにより、ほかの土地や家屋との比較をすることができます。

とき　4月1日（土）～5月31日（水）　午前8時30分～午後5時（日曜日、祝日を除く）

※土曜日は午前8時30分～午後0時15分。

ところ　税務課窓口

手数料　無料

持ち物　印鑑

※代理人の場合は、委任状と代理人の印鑑。

閲覧

▽**固定資産の所有者**

市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの本人またはその関係者（所有者と同一世帯の親族、納税管理人など）は、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができます。

とき　4月1日（土）から　午前8時30分～午後5時（日曜日、祝日を除く）

※土曜日は午前8時30分～午後0時15分。

ところ　税務課窓口

手数料　一件2百50円（縦覧期間中は無料）

持ち物　印鑑

※代理人の場合は、委任状と代理人の印鑑。

▽**借地人・借家人**

借地人・借家人の方は、固定資産課税台帳のうち借地・借家している土地・家屋について記載された部分の内容を一件2百50円で見ること（閲覧）ができます。

持ち物　印鑑、借地人・借家人であることを確認できる書類（賃貸借契約書など）

審議会などの日程

それぞれ、傍聴できます。

◆第4回　子育て支援協議会

とき　3月27日（月）午後1時30分～3時30分

ところ　小平元気村おがわ東2階会議室

定員　10人

申込み　当日、会場へ

問合せ　児童課☎042（346）9821

◆第3回　都市農業基本構想懇談会

とき　3月29日（水）午前9時30分から

ところ　市役所3階庁議室

定員　10人

申込み　当日、午前9時10分から、会場で受付（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　産業振興課☎042（346）9533

◆第3回　第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会

とき　3月29日（水）午後2時～4時

ところ　市役所5階501会議室

定員　7人

申込み　当日、午後1時40分に、会場で受付（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　地域文化課☎042（347）3004

廃棄物減量等推進審議会委員を募集

ごみ減量とリサイクルの推進について検討する委員を募集します。

応募資格　市内在住の方

募集人数　10人以内

任期　2年

※年6回程度、会議に出席していただきます。

申込み　4月3日（月）まで（必着）に、『もったいない』の、あなたの知恵を教えてください」をテーマにした作文（8百字程度）に、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ（送付可）

※選考により決定します。

※原稿は、返却しません。

問合せ　ごみ減量対策課（〒187―8701　小平市役所）☎042（346）9535

6月から働ける方

嘱託職員募集

職種・採用予定人数・応募資格　左表のとおり

※勤務時間など、詳細は募集要項をご覧ください。

提出書類　①採用申込書（縦4センチメートル×横3センチメートルの写真をはったもの）　②受験票　③返信用封筒（本人のあて先を記載、80円切手をはったもの）　④資格を証明する書類

募集要項・申込書の配布

3月29日（水）まで、職員課人事係（市役所3階）、東部・西部出張所で配布

※小平市ホームページから募集要項・申込書類をダウンロードできます。

申込み　3月29日（水）までに、申込書類を職員課人事係へ持参

※平成15年度に嘱託職員として採用され、平成17年度で嘱託職員として3年度目をむかえて勤務している方は、応募できません。

問合せ　職員課人事係☎042（346）9514

職種	採用予定人数	主な勤務内容
児童館嘱託職員	1人	花小金井南児童館の施設管理、児童の遊びの指導、行事の運営　週4日勤務

※応募資格は、昭和15年4月2日以降昭和36年4月1日までに生まれた方で、次の①～⑤のいずれかの資格を有する方。①保育士　②教諭（幼稚園・小中学校および高等学校）　③短期大学および大学において、心理学科・教育学科・芸術学科・体育学科を卒業した方　④高校卒業後、2年以上児童福祉事業に従事した方　⑤地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校・施設を卒業した方